

【健康保険の被扶養者申請にあたり】

◆被扶養者になれる人

(1)被保険者と同居していても別居していてもよい人

配偶者(内縁関係も可)、子・孫、兄・姉、弟・妹、父母・祖父母などの被保険者の直系尊属

(2)被保険者と同居していることが条件になる人

(1)以外の3親等内の親族、被保険者の配偶者(内縁関係も可)の父母・連れ子、配偶者(内縁関係も可)死亡後の父母・連れ子

◆被扶養者になれる人の範囲

被扶養者になれる人は、**一定の条件が必要**になります。

同居(同一世帯)の場合は、**年収が130万円未満(60歳以上の方または障害者は年収180万円未満)**で、かつ被保険者の年収の2分の1未満である必要があります。

別居の場合は、**年収130万円未満(60歳以上の方または障害者は年収180万円未満)**で被保険者からの仕送り額より少ない場合となります。

同居・別居にかかわらず**後期高齢者医療制度の対象者(75歳以上)**は被扶養者にはなれません。

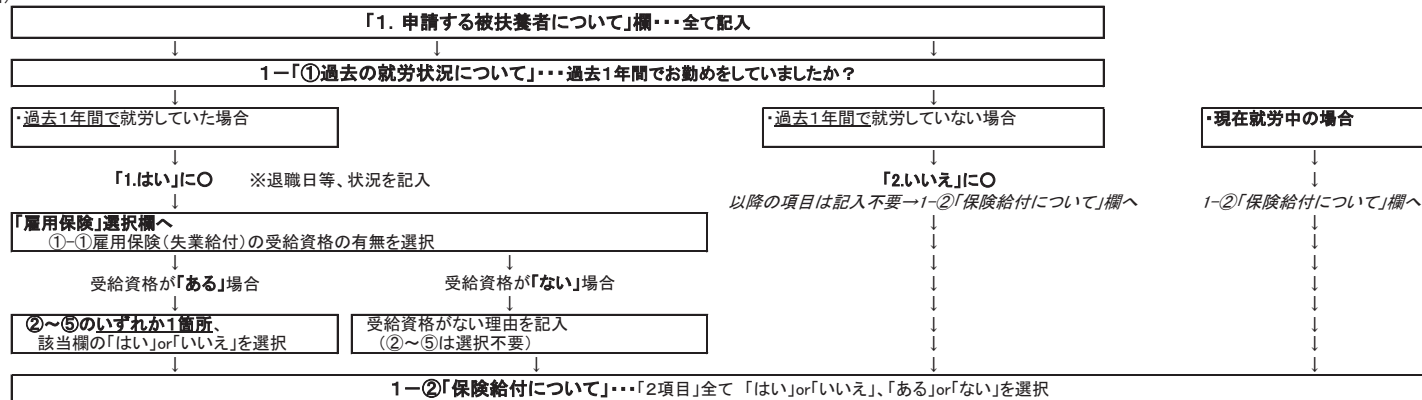
※上記により被扶養者の認定が行われますが、個々の具体的事情に照らしもつとも妥当と思われる認定を健康保険組合が行います。

【被扶養者申請理由書「被扶養者」についての記入の流れ】

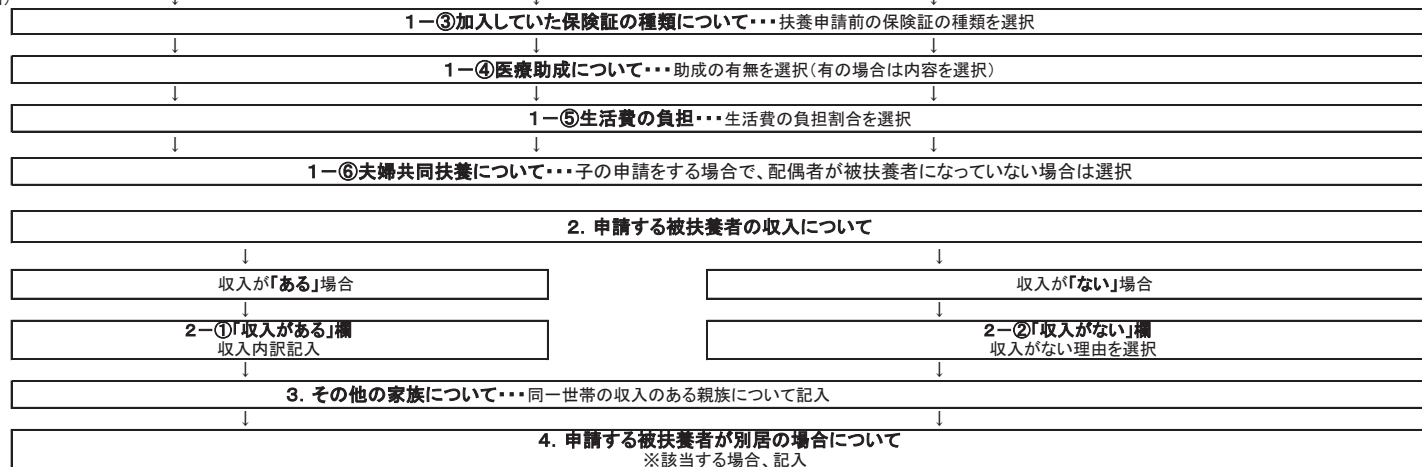
上記「被扶養者になれる人」の条件を満たしていることを確認した後、被扶養者について、扶養申請に必要な「被扶養者申請理由書」を下記の流れに沿って記入していきます。

あわせて、申請に必要な添付書類(「被扶養者認定に必要な書類」および「夫婦共同扶養認定に必要な書類」参照)をご用意ください。

(表面)



(裏面)



被扶養者認定に必要な提出書類

- ・◎・該当している方は知提出する書類
- ◎は認定対象者が夫婦共同扶養対象者（子等）で、配偶者が被扶養者でない場合に必要書類 詳細は【別紙2】参照
- △は前年の収入と当年の収入に変動が見込まれる場合は状況の詳細を記入（対象者氏名、収入見込額、主たる生計維持者等）
- ※の収入確認に関する書類の詳細は【別表2】参照

認定対象者			配偶者・子・および兄弟姉妹						父母・祖父母・曾祖父母				その他 被保険者の叔父・ 伯母・甥・姪とその 配偶者	(参 考) 証明書が発行される 場 所 等				
			配 偶 者	但 し 十 六 歳 未 満 の 者 但 し 新 生 児 は 住 民 票 不 要	十 六 歳 以 上 の 学 生	十 六 歳 以 上 の 浪 人 生	大 学 院 生	フ リ ー タ ー ・ 就 職 浪 人	直系尊属		姻族							
									父 母	祖 父 母 曾 祖 父 母	父 母	祖 父 母 曾 祖 父 母						
親族、同居、別居関係を証明するもの	被保険者との関係が分かる書類		住民票（世帯全員記載、 続柄必要・マイナンバー不要）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	居住地の市・区役所			
収入・生計維持関係を証明するもの	申請日前に就職していなかった方	収入なし		学生証コピーまたは在学証明書			○	○	○						学 校			
				申立書					○							本人の事業所の社保窓口		
				所得・非課税証明書等※	○			○	○	○	○	○	○	○	○	居住地の市・区役所		
	申請日前に就職していた方	収入あり		所得・非課税証明書等※	○			○	○	○	○	○	○	○	○	居住地の市・区役所		
				雇用保険受給前	離職票1、2のコピー	○					○	○	○	○	○	○	職業安定所長	
					誓約書	○					○	○	○	○	○	○	○	本人の事業所の社保窓口
				雇用保険受給後	支給終了書類のコピー	○					○	○	○	○	○	○	○	職業安定所長
					雇用保険未加入者	雇用保険未加入証明書	○					○	○	○	○	○	○	○
				所得・非課税証明書等※		○					○	○	○	○	○	○	○	○
	該当するもの	各種年金・恩給を受給している方	直近の年金改定通知書の写	○						○	○	○	○	○	○	日本年金機構		
			所得・非課税証明書等※	○						○	○	○	○	○	○	居住地の市・区役所		
		各種年金・恩給を受給していない方	申立書	○						○	○	○	○	○	○	本人の事業所の社保窓口		
所得・非課税証明書等※			○						○	○	○	○	○	○	居住地の市・区役所			
勤労収入のある方		収入証明書（3ヶ月賃金賞与写）	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	事 業 主			
不動産・利子・配当などの収入		確定申告書・収支内訳書の写※	○						○	○	○	○	○	○	所 轄 の 税 務 署			
身体障害者の場合	障害者手帳の写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	都 道 府 県				
扶養認定に共通するもの	被扶養者認定申請の際共通して必要となる書類		被扶養者異動届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	本人の事業所の社保窓口			
			被扶養者申請理由書	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		
夫婦共同扶養確認に共通するもの	夫婦共同扶養確認のために必要となる書類		被保険者の源泉徴収票※		◎	◎	◎	◎	◎						ZEUS（給与システム）他			
			配偶者の課税証明書等※		◎	◎	◎	◎	◎							居住地の市・区役所等		
			申立書		△	△	△	△	△							本人の事業所の社保窓口		

(令和3年6月)

- * 上記書類以外でも健康保険組合が必要とする書類の提出を求めることがあります。
- * 雇用保険の受給手続中・受給中は認定の対象となりません。（ただし、受給延長期間・受給日額が3,611円以下の場合を除きます。）
- * 傷病手当金・出産手当金の受給中は原則認定の対象となりません。

◆…必須提出、◇…該当のものを提出

	被保険者	配偶者	参考) 課税・非課税証明書の交付について	
収入	なし	◆課税・非課税証明書(前年が無収入の証明) 但し、前年収入分が記載されたものが発行されない時期は申立書※1	<p>●原則、証明年度の1月1日現在、住民登録がある市区町村の役所で入手できます。</p> <p>●一般的に前年の収入が記載された課税・非課税証明書は6月頃より市区町村の役所にて入手できます。市区町村により発行時期が異なりますので、確認の上、必要書類をご提出ください。申請時期により、課税・非課税証明書にて前年の収入を確認できない場合は、申立書・源泉徴収票等により手続きを進めますが、『夫婦共同扶養調査』にて改めて確認させていただきます。</p> <p>【2021年4月に課税・非課税証明書申請の場合】 →令和2年度の証明(内容は令和1年の1月~12月の所得)交付。前々年の収入記載のためNG。左記表の代替書類を提出</p> <p>【2021年7月に課税・非課税証明書申請の場合】 →令和3年度の証明(内容は令和2年の1月~12月の所得)交付。前年収入記載のためOK。</p>	
	給与収入のみ	◆源泉徴収票(前年収入分)		◆課税・非課税証明書(前年収入分) 但し、前年収入分が記載されたものが発行されない時期は源泉徴収票
	給与収入 + 給与収入以外	<p>◆課税・非課税証明書(前年収入分) 但し、前年収入分が記載されたものが発行されない時期は源泉徴収票</p> <p>◇当年(前年収入分)確定申告した方(申告する方) 確定申告書(写)と収支内訳書(写)または青色申告決算書(写)※2 但し、確定申告前の場合は申立書※3※4</p> <p>◇当年(前年収入分)確定申告しない方 申立書※3</p>		◆課税・非課税証明書(前年収入分) 但し、前年収入分が記載されたものが発行されない時期は申立書※3
	個人事業主 または 給与収入以外のみ			<p>◆課税・非課税証明書(前年収入分) 但し、前年収入分が記載されたものが発行されない時期は申立書※3</p> <p>◇個人事業主または当年(前年収入分)確定申告した方(申告する方) 確定申告書(写)と収支内訳書(写)または青色申告決算書(写)※2 但し、確定申告前の場合は申立書※3※4</p> <p>◇当年(前年収入分)、確定申告しない方 申立書※3</p>

※1：前年・今後1年間の収入状況(無収入)を記載(例：8月申請の場合は8月~翌年7月の収入)

※2：確定申告書、収支内訳書、青色申告決算書は、収入および必要経費5項目以外は黒くぬりつぶしても構いません。

必要経費5項目：①仕入金額(製品製造・原価)②外注工賃③地代家賃④荷造運賃⑤水道光熱費

なお、③と⑤は自宅と事務所が同一の場合、経費の1/2を必要経費と認めます。

※3：給与収入以外の収入内容と金額、確定申告状況(申請済or申請予定有無)を記載

※4：収入およびAG健保が認める必要経費5項目の金額、必要経費控除後の収入を記載

- <注意事項>
- 1) 課税・非課税証明書の代わりに申立書・源泉徴収票にて扶養認定した場合は、後日「夫婦共同扶養調査」にて確認させていただきます。
 - 2) 配偶者がアサヒグループ健保組合被保険者、給与収入のみの場合は源泉徴収票を提出ください。
 - 3) 申立書※1~4複数該当の場合は、1通に必要な事項をご記入ください。
 - 4) 中途入社の場合、申立書と被保険者の給与通知(写)または給与明細(直近3ヵ月分写)、配偶者の給与明細(直近3ヵ月分写)をご提出ください。
被保険者の給与が3ヵ月支給されていない場合は、支給分のみで可。
配偶者の給与が3ヵ月支給されていない場合は、給与通知(写)または雇用契約書(写)と支給済の給与明細(写)
申立書には、被保険者および配偶者の給与(月額)、賞与見込み、年収見込み(例：6月入社→6月~翌年5月の収入)を記載
 - 5) 休職中の場合、「休職により減額となる前の年収」が記載された源泉徴収票と申立書をご提出ください。
申立書には、休職期間(復職予定日)、休職理由(育休取得等)、収入状況(減額前の年収、現在の収入、今後1年間の収入見込)を記載
今後1年間の収入見込は、8月復職→8月~翌年7月の収入を記載
 - 6) 前年の収入と当年の収入状況に変動が見込まれる場合、主たる生計維持者が変わる場合は申立書にて状況の詳細を記載ください。
 - 7) 上記以外に追加書類の提出をお願いする場合があります。